

## 意見の概要と意見に対する考え方

### 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置の改定

#### 前文

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	引取り対象動物を哺乳類全般に拡大すべきである。	動物愛護管理法第35条第1項の規定により、引取り対象動物は犬及びねこに限定されています。	2

注1：意見に対する考え方欄の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による

注2：意見に対する考え方欄の当該要領の項目は訂正後の項目による

#### 第1 犬及びねこの引取り

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1の1	「住民の便宜を考慮するように努めるとともに」を削除すべきである。	引取りを円滑に進めるためには、住民の便宜を考慮する必要があると考えています。	40
第1の1	「住民の便宜を考慮するように努めるとともに」を「住民の便宜に努めるように」に修正すべきである。	文意は変わらないため、原案の表現が妥当であると考えています。	1
第1の1	「住民の便宜を考慮するように努めるとともに」を「その動物の生態を考慮し、引取り環境の整備に努力するとともに」に修正すべきである。	引取りを円滑に進めるためには、住民の便宜を考慮する必要があると考えています。また、動物を収容する施設環境のあり方については、第3の1において、規定されていると考えています。	1
第1の1	「住民の便宜を考慮する」を「住民の便宜と公序良俗、生体としての尊重を考慮」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の1	「また、引取りの場所、日時及び費用については、住民に周知徹底すること。」を削除すべきである。	引取りを円滑に進めるためには、引取りの場所等について住民に周知徹底する必要があると考えています。	17
第1の1	引取り費用は適正な価格とし、住民に周知徹底すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の1	「住民の便宜を考慮するように努めるとともに」を「飼い主に飼育困難な理由の聴取や繁殖制限の必要性について啓発活動が可能となる場所にすること」に修正すべきである。	引取りを円滑に進めるためには、住民の便宜を考慮する必要があると考えています。なお、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	115
第1の1	「住民の便宜を考慮するように努める」を削除し、「飼い主に飼育困難な理由の聴取を行い、飼育の継続や繁殖制限等についての十分な指導を行うこと。また、繰り返し持ち込むような常習者に対しては、適切な指導を行うことが可能となる場所とすること。」など修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	12
第1の1	生殖不能措置に関する勧告を行い、勧告を無視して再び引取りを求めた所有者は飼育禁止にすべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、罰則等や勧告の規定を設けることは、制度上、できないこととなっています。	1
第1の1	「犬又はねこを引き取るべき場所...周知徹底すること。」を「犬又はねこの引取りを求める飼い主に、飼育困難な理由及び当該犬ねこの入手先の聴取を行うこと。販売業者から入手したものは、動物取扱業に関する登録番号の確認とその番号を記録に残すこと。販売業者自らの引取り依頼においては、動物取扱業の登録拒否基準違反が無いが確認をすること。」に修正すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	7
第1の1	「犬又はねこを引き取るべき場所...周知徹底すること。」を「市民が大切ないのちを処分のために持ち込めないように最大限の努力をし、第1には断る。それだけでなく、不妊方法、苦情が出ないように糞の後始末をすること、地域ねこネットワーク作りの方法を指導し、一時的に預かる場合は必ず里親が見つかるよう市報などに目立つよう載せ、殺処分ゼロを目指す。」に修正すべきである。	同上	1

第1の1	「犬又はねこを引き取るべき場所、…住民に周知徹底すること。」を「犬又はねこを引き取る場合においては、持込者を身分証明書等で確認し、電子情報に登録をする。全国共通のデータで、どの場所に持ち込まれても分かるようにする。その際、二度と持ち込むことのないよう専門家による厳しい指導を行う。それでも二度目に持ち込まれた場合は高い罰金を科し、数日勉強会を行う。」に修正すべきである。	同上	1
第1の1	「犬及びねこの引取り措置は…配慮すること。」を「犬及びねこの引取り措置は、災害や病気・思いも寄らぬ事故・不幸などに見舞われ、どうしても飼育継続が不可能である場合に限り、緊急避難的措置として位置づけられるものであり、緊急事態ではない飼育放棄による引取りの依頼は遺棄や虐待・殺生と同等の動物愛護管理法違反であることを知らしめ、個人の責任において処遇を決定するよう助言することにとどめること。」に修正すべきである。	同上	8
第1の1	「飼い主から飼育放棄の理由を聞き取り、同じ行為を繰り返さないよう、適切な指導を行うこと。」を追記すべきである。	所有者から引取りを求められた場合の助言については、第1の2において既に盛り込まれていると考えています。	3
第1の1	「飼主に対し、飼育放棄理由等を環境省の定める書面に記入させるとともに、引取料を徴収し」を追記すべきである。	引取りの理由等について任意聴取することについては、第1の4において規定されています。また、当該事務は自治事務であることから、引取料の徴収等については、各自治体の判断によるものであると考えています。	1
第1の1	「二回以上持ち込む所有者は殺処分に立ち会うこと。若しくは、殺処分の様子をビデオで見る等、命の重さを実感すること。二回以上持ち込む所有者には罰金を課し、その罰金を手術費用に当てて、行政が手術を行うこと。」を追記すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	1
第1の1	引取りを求める者に対しては、飼養の継続や繁殖制限についての十分な指導を行う等にすべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の1	繰り返し引取りを求める者に対しては、適切な指導を行うべきである。	同上	5
第1の1	最終的に引取りを行うとしても、新たに飼養を希望する者を探すなど、飼主責任を果たすよう指導すべきである。	同上	1
第1の1	殺処分の実態について説明し、動物愛護の啓発に力を入れるべきである。	同上	2
第1の1	「公示期間を延長し、なるべく生存の機会を与えるよう努力しなければならない。保管中は、保護団体やボランティアの協力のもと、十分な給餌給水、散歩、防寒・防暑等も施さなければならない。」を追記すべきである。	保管期間を適切なものとするについては、第3の6に規定されています。また、ご指摘の保管方法等については、第3の1及び第3の7に規定されていると考えています。	1
第1の1	「各都道府県の昨年度の犬ねこの殺処分数と、それに費やされた税金の詳細な総額を県報や市報で公示すること。」を追記すべきである。	本要領は、引取り等の手順や方法等について定めるものであり、情報公開については、各自治体の事情に応じて適切に行われるべきものであると考えています。	1
第1の1	引取りや保管料は有料にするべきである。	自治事務であることから、手数料の徴収等については、各自治体の判断で決められることであると考えています。	32
第1の1	繁殖制限を行わなかった責任を問うため、子犬及び子ねこの引取り手数料は高く設定するべきである。	同上	1
第1の1	引取り依頼を行った者に対しては、今後の動物飼育禁止期間を設けるべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、ご指摘の事項については、制度上、できないこととなっています。	1
第1の1	所有者からの引取りは登録制にするべきである。	同上	1
第1の2	「助言」を「強制力のある指導」等に修正すべきである。	同上	16
第1の2	繰り返し引取りを求める等、悪質な者には懲罰や罰則の付与、あるいは飼育禁止の措置を取るべきである。	同上	7

第1の2	繰り返し引取りを求める等、悪質な所有者からは所有権を奪うこともできるようにすべきである。	同上	6
第1の2	「不妊又は去勢その他の措置に関する助言を行うこと」を「飼い主が引取りを求めることは、もはや認められない行為であるので、その動物の新しい飼い主が見つからない限り、終生面倒を見ることを確認させること」に修文すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	1
第1の2	所有者から引取りを求められたときは、終生飼養及びみだりな繁殖防止等の飼主責任の徹底を図る観点から、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する十分な指導を行うように努めること。また、常習者に対しては、適切な指導を行うべきである。	その程度等はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	19
第1の2	所有者等からの引取りを求められた場合、できるだけ氏名、住所、理由、犬及びねこの出自・特徴等を確認し、書面や電子情報等により保管すべきである。	同上	34
第1の2	引取りを求めた者から聴取した内容は、個人情報にふれない範囲で国民に開示し、啓発すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	18
第1の2	犬又はねこが動物取扱業者から入手したものである場合は、適正飼養又は保管の方法等についての説明を販売業者から受けたかどうかの確認を行うべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。なお、今後、動物取扱業者には、販売時の説明義務が課せられることになっていることから、説明を受けないで動物を購入することはなくなると考えています。	12
第1の2	「行政機関は所有者の名前・住所・頭数を記入し、今後同じことが繰り返されないことを監視し、犬の場合であれば、登録をしているかどうかも同時に確認すること。」を追記すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	1
第1の2	「観点」の前に「及び引取り依頼者が繰り返し引取り依頼をすることのないように再発防止を徹底させる」を追記すべきである。	同上	1
第1の2	「助言を行うこと。」を「助言を行い、動物愛護推進員又は民間の動物愛護団体やボランティア等の協力者を紹介すること。」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、第3の7に規定されています。	1
第1の2	「動物愛護センターの医療施設を有効活用し、引取り依頼者の事情に応じた料金体系で不妊又は去勢手術の実施支援も行えるようにすること。」を追記すべきである。	本要領は、動物愛護センターの運営方法ではなく、引取り等の手順や方法等について定めるものです。	1
第1の2	「また、引取り後、飼養を希望する者が見つからなかった場合の都道府県等で行う処分方法について、所有者に説明を行い、所有者の同意を得るようにすべきである。」	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の2	できる限り所有者本人がかかりつけの獣医師に依頼し、安楽殺処分を行うよう助言を行うことを追記すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	1
第1の2	引取りを求めた者に対しては、飼主責任を徹底させる講習を受講させるべきである。	同上	2
第1の3	「法第35条第2項における所有者の判明しない犬及びねこは野良犬、野良ねこを含めた所有者・占有者等が特定できない犬及びねことする。本項における逸走の家畜とは引取り等を目的に捕獲された際に首輪等が装着され所有者のいる形跡が確認できるものとする。」を追記すべきである。	所有者明示のされていない首輪のみを付けた犬又はねこについては、逸走の家畜には該当しないと考えています。	1
第1の3	「警察署長に差し出すように。」を「警察署長に届け出るように。」に修文すべきである。	遺失物法第1条の表現にならったものです。	129
第1の3	「届出のあった警察署は前もってそれらの犬又はねこの一時収容が可能な場所や動物愛護団体等を確保しておくように努めるものとする。」に修文すべきである。	警察署における収容方法を記載すべきとのご意見ですが、本措置要領は、関係自治体の動物愛護管理担当部局が引取りを求められた場合の措置を定めるものになっています。	127

第1の3	犬やねこがいなくなった場合は、関係機関に連絡する旨を周知すること。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第1の3	逸走の家畜が放し飼いか分からないねこについては、都道府県知事等は引き取ってはならないようにすべきである。	外飼いのねこであるか否かについては、各自治体において、各々の状況等に応じて適切に判断されているものであると考えています。	1
第1の3	警察署内における動物の保管期間は2ヶ月、また、警察署の一時収容施設における動物の保管期間は1ヶ月にするべきである。	遺失物法に基づいて警察署が拾得した犬又はねこへの対応を記載すべきとのご意見ですが、本措置要領は、関係自治体の動物愛護管理担当部局が、動物愛護管理法に基づいて引取りを求められた場合の措置を定めるものになっています。	1
第1の3	「警察署における動物の保管期間は、遺失物法に規定された期間とすべきである。	同上	1
第1の3	収容した動物の情報は、随時更新して、警察署とその一時収容施設の間で共有すべきである。	同上	1
第1の3	「教示すること。」以下を「教示し、引取り後の犬又はねこの処遇についての十分な説明を行い、同意を得ること。また、犬又はねこの終生飼養に向けた諸助言と自助努力の促しを十分に言い、合わせて動物愛護推進員又は民間の動物愛護団体やボランティア等の協力者を紹介すること。」に修文すべきである。	当該規定における教示は、「遺失物法により処理されるものであること」を連絡しようとするものであることから、ご指摘の事項を追加する必要はないと考えています。	2
第1の3	「逸走の家畜」を「逸走の家庭動物（迷子犬又はねこ）、家畜」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の4	「所有者が判明していないときは...狂犬病予防法第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。」を「所有者が判明していないときは...可能な限り飼い主の発見に努めるものとする。」など修文すべきである。	ご指摘の事項については、第3の2において、規定されていると考えています。	125
第1の4	最低一週間以上保護し、飼い主へできる限り返還されるよう便宜を図ることと修文すべきである。	保管期間については、第3の6に規定されているとおり、飼養希望者等の便宜を考慮して決められることとされています。	9
第1の4	拾得した動物の特徴、写真などを掲載したポスターの作成やインターネット、公報などの活用により所有者の発見に努めるべきである。	ご指摘の事項については、第3の2及び4において、既に盛り込まれていると考えています。	3
第1の4	保管する全ての動物に対して、マイクロチップの埋込みについて検査すべきである。	ご指摘の事項については、第1の5において、既に盛り込まれていると考えています。	2
第1の4	行政の一時保管施設の改善を進めるべきである。	ご指摘の事項については、第3の1において、既に盛り込まれていると考えています。	1
第1の4	飼主が見つかるまで保管できる施設を設けるべきである。	施設の収容には限界があること等から、ご指摘の事項に係る指導は困難であると考えています。	1
第1の4	特徴の括弧書きの中に「狂犬病予防法に定める予防注射歴」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第1の4	「日時及び場所...引取り事由」を「日時及び場所、引取り依頼者の氏名、有効な電話番号、引取り事由」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。なお、拾得者については、必ずしも氏名等が必要でない場合もあると考えています。	2
第1の4	「毛の長短...首輪等」のように、具体的な記述がされた内容になっていて評価できる。	評価いただき、ありがとうございます。	1
第1の5	「装着状況」を「装着の有無」に修文すべきである。	識別コードの読み取りについても行うことを意味しているものであるため、「装着又は施術の状況」とします。	1
第1の5	「マイクロチップ等の装着状況について確認すること。」の前に「速やかに」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1

第1の5	「幼齢」の後に「又は識別器具の装着に耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の特別な事情がある」を追記すべきである。	老齢、疾病等の個体については、個体識別措置がなされている可能性があることから、確認をする必要があると考えています。	1
第1の5	「幼齢な」を「幼齢の」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	1

## 第2 負傷動物の収容

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2の1	災害、伝染病等が発生した場合には、すべての負傷動物等を収容すべきである。	収容すべき負傷動物等の範囲（犬及びねこを除く）については、各自治体において判断されるべきことであるとと考えています。	1
第2の1	収容する負傷動物の範囲を、ペット飼育を目的とする全ての動物にするべきである。	同上	1
第2の1	「愛護動物」の後に「及び野生動物」を追記すべきである。	野生動物は動物愛護管理法第35条の対象外であると考えています。	1
第2の1	「なお」以下を「地域の動物病院と協力し、全ての動物を助けることを前提とする。治療を施した動物は、飼主の発見及び飼養を希望する者の発見に力を入れ、極力処分を避けること。」に修正すべきである。	収容すべき負傷動物等の範囲については、各自治体において判断されるべきことであるとと考えています。また、飼主の発見及び飼養を希望する者の発見については、第3の2～4において、盛り込まれていると考えています。	1
第2の1	健康な動物の収容が行われる恐れがあることから、全文を削除すべきである。	動物愛護管理法第35条に規定する負傷動物等の種類を定めるものであることから、削除する必要はないと考えています。	1
第2の2	「収容した負傷動物等の特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）、収容場所や日時を所要の原簿に記入すること。」を追記すべきである。	ご指摘の事項については、第2の3に盛り込まれています。	2
第2の2	「同時に、動物愛護推進員又は民間の動物愛護団体やボランティア等にも広く協力を要請すること。」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
第2の2	「住民等から動物の収容の要請があった場合は動物愛護団体等に連絡をし、動物愛護の観点から見た動物の選定を実施する。」を追記すべきである。	都道府県等による負傷動物等の収容は、動物愛護管理法に基づき、関係自治体が行うこととされています。	1
第2の2	自治体職員には任せられないから、全文を削除すべきである。	負傷動物等の収容は、動物愛護管理法に基づき、関係自治体の行うべき義務として定められているものです。	1
第2の2	「迅速に収容するように努めること。」を「迅速に収容すること。」に修正すべきである。	本措置は、都道府県等への技術的助言としての措置であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第2の2	「公共の場所を管理する者」の前に「獣医師及び」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3	「苦痛を与える結果」を「苦痛を長引かせる結果」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	1
第2の3	「また、その期間、動物の心身のケア、福祉に最大限努めること」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第2の3	当該条項を、引取りを行った犬及びねこについて、衰弱しており、又は幼齢動物等で適切な飼養が困難な場合などにも適用すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	2
第2の3	「できるだけ生存の機会」の「できるだけ」を削除すべきである。	同上	2
第2の3	「生存の機会を与えるように努めること。」を「生存の機会を与えること。」に修正すべきである。	同上	1
第2の3	「...獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は...」の「都道府県知事等」を削除すべきである。	都道府県知事等も適正に判断できる主体であると考えています。	4

第2	「負傷動物等」の「等」を削除すべきである。	「等」には、負傷動物の他、死体を意味しているものであるため、削除する必要はないと考えています。	1
----	-----------------------	---	---

### 第3 保管

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3の1	「適正な構造等の施設」を「適切な給餌給水、衛生管理、治療、飼育管理及び適正な構造等の施設」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	114
第3の1	「適正飼養が行き届かないと、保護動物にストレスを与えるため、人数を増やしたり、知識のある者を責任者とする。休祭日であっても、交代制で世話をを行うこと。委託という方法を取り入れても良いが、定期的に監査は行うこと。」を追記すべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の1	「動物の健康及び安全の保持の観点上有問題があると認められる施設については、随時施設の改修を行うこと。」を追記すべきである。	施設の改修については、各自治体の判断により、必要に応じて適切に行われるべきものであると考えています。	1
第3の1	「また、負傷状況によっては、適切な応急措置、治療が行える施設や獣医師の配置を行うこと。」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、第2の3において、既に盛り込まれていると考えています。	1
第3の2	「当該動物の所有者の発見に努めること」を「所有者自身の遺棄も考えられるため、新たな飼い主捜しを優先すべきである。」	所有者がいると認められる個体については、まずは所有者の発見に努めることが必要であると考えています。	1
第3の2	「のうち、所有者がいると認められる保管動物」を削除すべきである。	所有者がいないことが明らかである動物についてまで、必ずしも所有者の発見作業等を行う必要はないと考えています。	11
第3の2	「標識番号等が明らかな保管動物については、…努めること。」を「標識番号等が明らかな保管動物については登録団体へ照会する等保管動物の所有者を発見し、あるいは民間の動物愛護を目的とする団体等の協力を得て、新たに飼養することを希望する者を発見することに努めること。」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、第3の7において、既に盛り込まれていると考えています。	2
第3の2	インターネットを利用できない市民もいるため、地方紙に写真入りで情報を発信すべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の2	「インターネット等による情報の提供を行う等」を「インターネット等による情報の提供を行う他、動物愛護推進員又は民間の動物愛護団体やボランティア等にも広く協力を要請する等」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、第3の7において、既に盛り込まれていると考えています。	1
第3の2	「インターネット等による情報の提供を行う等」を「インターネット等による情報の提供を行う他、当該動物を保護して持ち込んだ者に対して、所有者発見のための助言や援助を積極的に行う等」に修文すべきである。	当該動物を保護して持ち込んだ者に対して、所有者発見の協力依頼を積極的に行う必要はないと考えています。	1
第3の2	「インターネット等による情報の提供を行う」を「ホームページを最新の状態で更新しておく」に修文し、「登録団体へ」の前に「速やかに」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の2	返還時の費用については、適正な価格とし、公報、ホームページ等で市民に周知徹底すべきである。	ご指摘を踏まえ、修文することとします。	1
第3の3	「適正があると認められる性状のものについては」を「老齢の犬やねこなどの場合でも、尊い命ある動物であることに変わりはないのに、人間の勝手な好みで、殺処分に値すると認めることは残虐極まりないため、老齢動物用のホームの設置をするなどして、殺処分は禁止する」に修文すべきである。	動物愛護管理法においては、殺処分を禁止しているものではないと考えています。	1
第3の3	適正評価の内容を明確にすべきである。	ご指摘の点については、解説書等において、できる限り明確にしていくこととします。	2
第3の3	適正を認められなかった動物は、シェルター等に託すようにしてもらいたい。	ご指摘のことを否定しているものではないと考えています。	2

第3の3	「所有者がいないと認められる保管動物、」を削除すべきである。	ご指摘の動物についても、必要に応じて生存の機会を与える必要があると考えています。	2
第3の3	動物の譲渡を行っていることについては、世間一般にもっと知ってもらう必要がある。	ご指摘の趣旨は、第3の4において、既に盛り込まれていると考えています。	1
第3の3	「飼養することを希望する者の発見に努める」を「飼養することを希望する者又は保護を希望する者の発見に努める他、動物愛護推進員又は動物愛護団体やボランティア等にも広く協力を要請すること」に修文すべきである。	ご指摘の事項については、第3の7において規定されています。	1
第3の3	「できるだけ」を「十分に」に修文又は削除すべきである。	生存の機会を与えることができない場合もあることから、「できるだけ」という表現が妥当であると考えています。	2
第3の3	「子犬についてはできる限り譲渡を行い、成犬についても、飼育訓練等により譲渡を可能にするように努める。」を追記すべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の3	飼養することを希望する者の発見に努める対象動物に「治療後回復した負傷動物」を含めるべきである。	ご指摘の動物については、含まれています。	1
第3の3	「家庭動物又は...発見に努める。」を「愛情をもって適正に終生飼養することを希望する者の発見に全力で努める。」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の3	展示動物として譲渡される場合には、展示業者についても、適正に飼養できる者であるかを評価すべきである。	同上	1
第3の4	「インターネットなどを活用する等により広域的かつ迅速に行われるようにすること」を「一層充実した里親探しセンター、高齢動物ホームの設置に力を注ぎ、確実な譲渡を目指すこと」に修文すべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の4	「近隣の都道府県知事等の連携」を「近隣の都道府県知事、ボランティア、動物病院、ペットショップとの連携」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の4	「近隣の都道府県知事等」を「近隣の都道府県市町村」に修文すべきである。	動物愛護管理法第35条に規定する犬及びねこの引取りは、都道府県、政令指定都市及び中核市その他政令で定める市の業務となっています。	1
第3の4	「都道府県知事等との連携を図りつつ」を「都道府県知事等との連携を図るなど」に修文すべきである。	譲渡を効率的に行う上で、近隣の自治体と連携を図ることは必要であると考えています。	1
第3の4	「インターネット」の後に「県及び市報、狂犬病予防注射接種時に配布するパンフレット、動物病院に貼るポスター等」を追記すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の4	「また、動物愛護推進員又は民間の動物愛護団体やボランティア等にも広く協力を要請すること。」を追記すべきである。	ご指摘の点については、第3の7において規定されています。	2
第3の4	「できるだけ」を「十分に」に修文すべきである。	広域的に行わなくても初期の目的を達成できる場合もあることから、「できるだけ」という表現が妥当であると考えています。	1
第3の4	「インターネット等を活用する」を「公報・ホームページを最新の状態に更新しておく」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の5	「飼養動物の譲渡にあつては...確保されるための措置を講じること」を「飼養動物の譲渡にあつては...確保されるようにするため、譲渡時に誓約書を交わし、当該誓約書には、期日までに履行されない場合には返還を求めることができることも併記すること」に修文すべきである。	返還まで求めるかどうかはさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	13
第3の5	「マイクロチップの装着及び不妊又は去勢措置」を「マイクロチップの装着もしくは不妊又は去勢措置」に修文すべきである。	マイクロチップの装着措置と不妊去勢措置の両方が必要であると考えています。	1
第3の5	「措置を講ずること。」を「措置を講ずよう努めること。」に修文すべきである。	適正飼養の推進のために必要な措置であることから、原案通りの表現が妥当であると考えています。	1

第3の5	「マイクロチップの装着及び不妊又は去勢措置が確保されるようにするための措置を講じること。」を「譲渡対象の動物にはマイクロチップの装着を行い、譲渡の際は不妊又は去勢を条件とすること。」に修正すべきである。	必ずしも譲渡者が行わなくても、譲受者によって措置されることになってよいと考えています。	1
第3の5	「希望する者に対して事前に」を「希望する者に対して身分証明書の提示と事前に」に修正すべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の5	マイクロチップの装着対象から、幼齢な個体、老齢又は疾病の個体を除外すべきである。	ご指摘の事項については、解説書において、必要に応じて対応することとします。	1
第3の5	「また、治療後回復した負傷動物の返還については、飼養方法に関する必要な助言・指導を行い譲渡する。」を追記すべきである。	ご指摘の事項については、解説書において、必要に応じて対応することとします。	1
第3の5	マイクロチップの装着を削除すべきである。	適正な飼養がなされるためには、個体識別措置の実施は必要であり、マイクロチップの装着はそのための有効な手段であると考えています。	2
第3の6	「収容動物の日常的な世話については、動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との協力を考慮すること。」を追記すべきである	ご指摘の事項については、解説書において、必要に応じて対応することとします。	113
第3の6	保管期間をもっと延長するべきである。	具体的な保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断で決められることであると考えています。	2
第3の6	譲渡対象となる動物については、30日は保管すべきである。	同上	2
第3の6	「なお、保管の期間は、最低でも3ヶ月間とする。」を追記すべきである。	同上	1
第3の6	「飼養することを希望する者」を「飼養又は保護することを希望する者」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の6	「できるだけ」を「十分に」に修正すべきである。	施設の収容等には限界があることから、「できる限り」という表現が妥当であると考えています。	1
第3の6	「便宜を考慮して」を「便宜の考慮、及び施設の能力や保管に係る住民負担との均衡等に配慮して」に修正すべきである。	本措置は、都道府県等への技術的助言としての措置であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の7	「必要に応じて動物愛護推進員...連携を図りつつ行うように努めること」を「都道府県が里親探しセンターや老犬ホームを設置し、確実な動物救済に尽力すること」に修正すべきである	その程度はさておき、ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の7	「必要に応じて」を削除すべきである。	各自治体によって体制や事情が異なるため、「必要に応じて」を削除する必要はないと考えています。	4
第3の7	「連携を図りつつ行うように努めること。」を「連携を広く図りつつ行うこと。」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	1
第3の7	「飼養することを希望する者」を「飼養又は保護することを希望する者」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の7	文頭に「保管動物の譲渡に当たってのマイクロチップの装着及び不妊又は去勢措置が確保されるようにするための措置、幼齢のため譲渡に適さない保管動物の譲渡適齢期までの飼養、保管動物の健康及び安全の保持のための業務の補助、」を追記すべきである。	同上	1
第3の7	「動物の愛護を目的とする団体」に「（獣医師、獣医学・動物管理教育施設、個人有志）」を補足すべきである。	同上	1
第3	現行条文の「第3 保管」の3を削除すべきではない。	旧第3の3の趣旨については、第1～第3に盛り込まれていると考えています。	2



第3	「第3 保管」を「第3 保管及び譲渡」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	7
第3	「施設に保管する犬及びねこは、動物愛護の精神に基づき個々の命を尊重し、できる限り生存の機会を与えるよう、動物愛護団体及びその活動を支える市民ボランティアとの連携を図り、施設を常に市民に公開し、保管動物との触れあい、譲渡の場所とする。」を追記すべきである。	本要領は、動物愛護センターの運営方法ではなく、引取り等の手順や方法について定めるものです。	1

#### 第4 処分

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4	処分方法のうち、「教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」を削除すべきである。	動物の愛護及び管理に反する処分方法ではないことから、削除する必要はないと考えています。	193
第4	「教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」は登録制とし、動物実験の透明性を確保すべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、ご指摘の事項については、制度上、できないこととなっています。	1
第4	全文を「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者への譲渡を最優先とし、収容施設の限度上等によりどうしてもやむを得ない場合は殺処分とする。」などに修正すべきである。	譲渡等により、できる限り生存の機会を与えることについては、第3の3において、盛り込まれていると考えています。	32
第4	「教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」を「教育施設等で適切に飼養する者への譲渡」に修正すべきである。	動物の愛護及び管理を図る上で、教育目的の利用とその他の科学上の利用を異なるものとして区別する必要はないと考えています。	4
第4	「飼養することを希望する者」を「飼養又は保護することを希望する者」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第4	「やむを得ず殺処分を行う場合は、可能な限り動物に心身の苦痛を与えない方法で行うようにすること。」を追記すべきである。また、その方法、手順、手続等を具体的に記述すべきである。	殺処分の方法については、「動物の処分方法に関する指針」において、別途定めることとされています。	211
第4	「飼養することを希望する者へ譲渡する場合においては、適正に終生飼養できる者であるかを確認等すること。」を追記すべきである。	譲渡時の対応については、第3の5において、既に盛り込まれていると考えています。	10
第4	インターネットを活用して、新たに飼養することを希望する者を広く発見するように努めるべきである。	ご指摘の事項については、第3の4において、既に盛り込まれていると考えています。	1
第4	一度飼育放棄した所有者に返還する場合においても、再び放棄することがないように厳しく注意し、再三持ち込むようなことがあれば懲罰・罰金等厳しい対応を行うべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、ご指摘の事項については、制度上、できないこととなっています。	1
第4	「動物を教育、試験研究若しくは...科学上の利用に供する者への譲渡」に関わった者には厳しい対応をするべきである。	「動物を教育、試験研究若しくは...科学上の利用に供する者への譲渡」は、動物の愛護及び管理に反する処分方法ではないと考えています。	1
第4	譲渡する先に「伝統工芸に利用する者」及び「正当な理由があると知事が認める者」を追記すべきである。	ご指摘の目的に係る死体の利用については、第5に規定されていると考えています。	1
第4	「動物を教育、試験研究若しくは...科学上の利用に供する者への譲渡」する場合は、目的や頭数の公表、調査等を義務付けるべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、ご指摘の事項については、制度上、できないこととなっています。	3
第4	「処分」という表現を修正すべきである。	ご指摘の表現は動物愛護管理法でも使用されているものであることから、修正する必要はないと考えています。	4

#### 第5 死体の処理

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第5	「専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(…)の定めるところにより処理すること。」を削除すべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理される必要があると考えています。	1

第5	「ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げの場合は、この限りではない。」を「いかなる払い下げも禁止にする。」などに修正すべきである	動物の愛護及び管理を図る上で、当該払い下げを禁止する必要はないと考えています。	33
第5	飼主の立ち会いの下に殺処分を行い、死体は飼主に引き取らせるべきである。	動物の愛護及び管理を図る上で、必ずしもご指摘の事項を行う必要はないと考えています。	1

## 第6 報告

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第6	「自然環境局長」を「環境大臣」に修正すべきである。	事務的な報告であることから、「自然環境局長」が適当であると考えています。	1
第6	「都道府県知事等は...自然環境局長に報告すること。」を「都道府県知事等は...自然環境局長に報告すると同時に、広報、インターネット等による住民への情報提供を行うこと。」に修正すべきである。	情報公開・公示については、各自治体の判断により行われるものと考えています。	1
第6	「報告すること。」の前に「偽りなく」を追記すべきである。	都道府県知事等から偽った報告がなされることはないと考えています。	1
第6	報告様式中の「負傷動物」を「負傷動物等」に修正すべきである。	報告の対象は負傷動物に限定されているため、原案通りとします。	1
第6	報告様式中、負傷動物のその他における「収容数」を「動物毎の収容数」に修正し、さらに「交通事故」「疾病」「その他」に細分化すべきである。	ご指摘を踏まえて、様式の一部を修正します。なお、本報告は、負傷動物が収容されたときの状況を把握することが目的ではないため、さらなる細分化は不要と考えています。	1
第6	報告様式に処分理由の欄を追加すべきである。	処分理由の欄の追加は不要であると考えています。	1
第6	「幼齢な個体」とは、従前通り狂犬病予報法に基づく91日齢未満の子犬、子猫と解してよいか。	離乳していない個体になります。	1
第6	負傷動物の収容については、成熟及び幼齢の個体の区別はしなくてよいか。	集計目的に鑑み、区別する必要はないと考えています。	1
第6	処分数の中の項目が多いため、殺処分数の項目を削除すべきである。	集計目的に鑑み、削除する必要はないと考えています。	1
第6	引取りを行った犬及びねこが、飼主自信が持ち込んだものであるか、そうでないかが分かるように項目を設けるべきである。	本報告は、引取り先を把握することが目的ではないため、さらなる細分化は不要と考えています。	1
第6	「幼齢な」を「幼齢の」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて、修正します。	1

## その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	動物を遺棄した者へ罰則を課すべきである。	動物を遺棄した者への罰則については、既に動物愛護管理法において規定されています。	1
第3の2の別添の1の(1)のほか	研究者が自己の研究の用に供する動物にマイクロチップを埋め込むことは、獣医師法に抵触するのではないか。	マイクロチップの埋め込み行為は、必ずしも獣医療行為に当たるものばかりではないと考えています。	1
狂犬病予防法第6条第9項	「前項の公示期間満了の後1日以内に」を「前項の公示期間満了の後3年以内に」に修正すべきである。	狂犬病予防法の改正が必要になります。	1
	不妊・去勢措置及びワクチン接種を義務づけるべきである。	本措置要領は、都道府県等への技術的助言として定められるものであることから、義務づけを行うことは、制度上、できないこととなっています。	1
	犬及びねこの飼育者には届出を義務づけるべきである。	同上	1

## 意見の概要と意見に対する考え方

### 募集対象外の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	法改正に関するもの等		34